

自らの就業機会の創出と、生涯現役社会の実現に向けて…

生涯現役起業支援助成金のご案内

**中高年齢の方が起業するに当たって（起業日の年齢が40歳以上）、
中高年齢者を雇入れた場合（60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上）、
募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成します。**

●雇用創出措置とは…

対象労働者※¹の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。（※¹：計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れられた人（雇入れ日時点の年齢が40歳以上の人に限る））

<支給額と助成対象費用>

起業者※²の区分に応じて、計画期間内（12か月以内）に行った雇用創出措置に要した費用に、以下の助成率をかけた額を支給します。（※²：法人の場合は法人の代表者、個人事業の場合は個人事業主）

起業者の区分	助成率	助成額の上限※ ³
起業者が高年齢者（60歳以上の方）の場合	2 / 3	200万円
起業者が上記以外（40～59歳の方）の場合	1 / 2	150万円

※³：助成対象となる費用（下記参照）ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。

[助成対象となる費用] 計画期間内の初日から支給申請日までに支払いを行った費用が対象となります。

募集・採用に関する費用	<ul style="list-style-type: none">▶ 民間有料職業紹介事業の利用料▶ 求人情報掲載費用▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用▶ 就職説明会の実施に関する費用▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用（交通費・宿泊費）▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用（交通費・宿泊費）▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用（引越費用、交通費・宿泊費）▶ 就業規則の策定費用▶ 職業適性検査の実施費用▶ 雇用管理制度の導入費用▶ 職場見学・体験（インターンシップ）の実施費用（募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費）
教育訓練に関する費用	<ul style="list-style-type: none">▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用

[助成対象とならない費用]

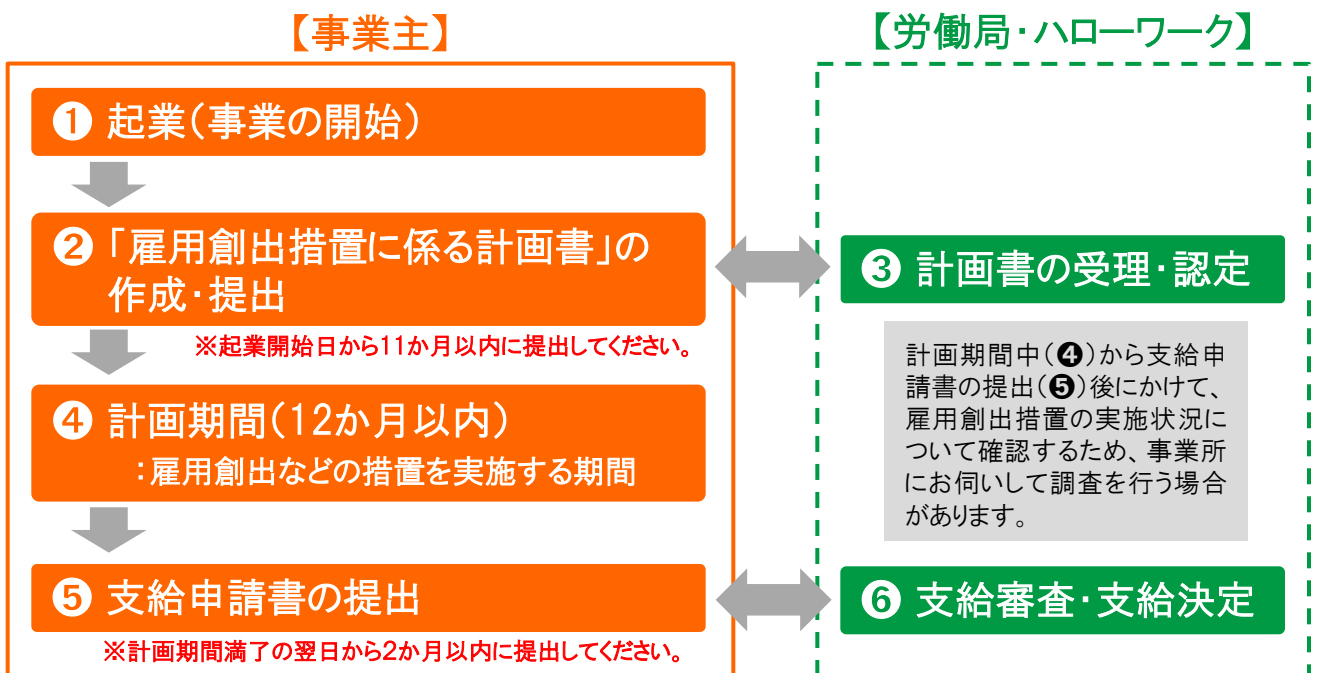
- ▶ 出資金・資本金など ▶ 不動産・株式・国債などの購入費 ▶ 人件費 ▶ 原材料、商品の購入費用
- ▶ 消耗品、備品の購入費用 ▶ 各種税金、その他国または地方公共団体に支払う費用 ▶ 光熱水料 など



<主な支給要件>

- 起業者が起業した法人または個人事業の業務に専ら従事すること。
- 起業者の起業基準日※4 における年齢が40歳以上であること。
※4：法人の場合は法人の設立日、個人事業の場合は開業届（税務署に提出しているもの）の開業日
- 起業基準日から起算して11か月以内に「雇用創出措置に係る計画書」を提出し、都道府県労働局長の認定を受けていること。なお、認定にあたっては、公的機関等の実施する創業支援を受けていること、当該事業分野において一定年数以上の職務経験を有していることなど、事業継続性の確認※5があります。
※5：事業継続性の確認内容によって、提出する書類が異なりますので、詳細については最寄りの労働局・ハローワークにお問い合わせください。
- 計画書で定めた計画期間内（12か月以内）※6 に、対象労働者を一定数以上※7新たに雇い入れること。
※6：計画期間の初日は、計画書提出日から1か月経過した日から2か月経過した日の間の日付で決めてください。
※7：高齢者（60歳以上の者）を2名以上 または中高年齢者（40歳以上の者）を3名以上
- 支給申請書提出日において、計画期間内に雇い入れた対象労働者の過半数が離職していないこと。
- 起業基準日から起算して支給申請日までの間における離職者の数が、計画期間内に雇い入れた対象労働者の数を超えていない事業主であること。
- 計画期間の初日から起算して6か月前の日から支給申請日までの間（基準期間）に、解雇など事業主都合により被保険者を離職させていない事業主であること。
- 支給申請書提出日における被保険者数の6%を超える被保険者を、倒産・解雇などによる離職理由により、離職させていない事業主であること。

<受給手続きの流れ>



※ 助成金の支給申請・活用には、起業後に「雇用創出措置に係る計画書」を作成し、提出することが必要です（手続き②）。

※ また、この助成金については、上記のほかにも支給要件があります。

ご不明な点や支給要件の詳細、各種届出に必要な様式などは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>